

## 羽曳野市議会が行った資格決定処分に対する審査申立てに係る裁決について

### 1 事案の概要

羽曳野市議会（以下「処分庁」という。）が同市議会議員であった審査申立人（以下「申立人」という。）に対し、羽曳野市の区域内に住所を有していなかったことを理由として、平成30年5月22日付けで、下記2のとおり、申立人は被選挙権を有しないとする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

申立人は、大阪府知事に対し、地方自治法（以下「法」という。）第127条第3項において準用する第118条第5項の規定に基づき、平成30年5月30日付けで本件決定の取消しを求める審査の申立てを行った。

このため、大阪府知事は、法第255条の5の規定に基づく自治紛争処理委員による審査を踏まえ、下記3のとおり、平成30年8月8日付けで本件決定を取り消す裁決を行ったものである。

### 2 処分庁の決定の要旨

処分庁は、下記の理由等により、申立人は羽曳野市に生活の本拠がなく、住所を有しないため、法127条第1項に定める「被選挙権を有しない者」に該当すると判断した。

（理由）

- ・ 申立人の羽曳野市の借家（以下「本件借家」という。）における電気・水道・ガスの使用量をはじめとする生活実態等から判断すると、本件借家での継続的な生活は認められない。
- ・ 申立人の証言した通りの生活状況が存在していたとしても、ほとんど就寝のみに利用していた借家での滞在は「生活」と言えるものではなく、継続的な生活と認められない。
- ・ 申立人は処分庁の審査において、証言や説明を二転三転させ、その証言は信憑性に欠ける。

### 3 知事の裁決の要旨

(1)主文

本件決定を取り消す。（※1）

(2)理由

下記①～③により、本件借家が生活の本拠であったものと認められることから、申立人は羽曳野市の区域内に住所を有していた。このことから、申立人は被選挙権を有しており、本件決定は違法な決定である。

- ① 申立人の本件期間中における生活実態は、本件借家において寝起きしながら、羽曳野市内において活動していたと認められる。
- ② 申立人の電気・水道・ガスの使用量をめぐる証言には、本件借家での生活実態を否定するまでの著しい不合理があるとまで言うことはできない。
- ③ 申立人が、本件期間中、羽曳野市の区域外の場所で生活を営んでいたことを認めるに足りる資料はない。

※1 申立人は、本件決定のあった平成30年5月22日に遡って羽曳野市議会議員の地位を回復する。

## 関係条文抜粋

### 地方自治法

#### 第 118 条

- 5 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

#### 第 127 条

普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- 3 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

#### 第 251 条

自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第百四十三条第三項（第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

- 2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に関係のある事務を担当する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

#### 第 255 条の 5

総務大臣又は都道府県知事に対して第百四十三条第三項（第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

#### 第 257 条

この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

### 公職選挙法

#### (選挙権)

#### 第 9 条

- 2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

#### (被選挙権)

#### 第 10 条

日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 5 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの